

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7月 5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第50号**

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前					
（職業訓練の種類等）						（職業訓練の種類等）					
第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	コンピュータ制御科	10人	1年	鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	コンピュータ制御科	10人	1年
			コンピュータ制御科	<u>30人</u>	2年				コンピュータ制御科	<u>20人</u>	2年
			土木システム科	10人	1年				土木システム科	15人	1年
			木造建築科	10人	1年				木造建築科	20人	1年
			介護福祉士養成科	30人	2年				介護福祉士養成科	30人	2年
略						略					
2 略						2 略					

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成25年3月31日までの鳥取県立倉吉高等技術専門校のコンピュータ制御科（訓練期間が2年のものに限る。）の訓練生定員については、改正後の鳥取県立高等技術専門校規則第2条第1項の規定にかかわらず、25人とする。